

7. 公立小中学校の教諭、助教諭の条件附採用については、地公法第22条第1項中の「6月」とあるのは、「1年」として同項の規定を適用する。
(教特法第12条第1項)

<免職新採用(免転任)>

8. 県費負担教職員を、同一都道府県内で異動させる場合には、地公法の分限規定(地公法第27条2項及び第28条1項)にかかわらず一の市町村を免職し、他の市町村に採用することができる。この場合、県費負担教職員が他の市町村で正式採用になっていれば、他の市町村では条件附採用とはされない。
(地教行法第40条、教特法第12条第2項)

<臨時的任用>

9. ① 任用候補者名簿がない場合等においては、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。その任用は、6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
(地公法第22条第2項)

ただし、産休補充者、育休補充者の場合は適用されないが、1年を超えて行うことはできない。
(産休法第4条、育休法第6条)

② 県費負担教職員のうち、臨時的任用職員の任免については、教育振興事務所に委任されている。
(教育長の権限の委任に関する規程第3条)

③ 事務職員、学校栄養職員の臨時的任用については、県人事委員会の承認を必要とする。

ただし、産休補充者、育休補充者の場合は適用されないが、1年を超えて行うことはできない。
(職員の任用に関する規則第15条、産休法第4条、育休法第6条)

<服務の宣誓>

10. 新たに職員となった者は、任命権者あるいは任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名しなければならない。

(地公法第31条、岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条)

宣 誓 書

わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、教育公務員として、教育基本法の本旨に基づく、教育の目的を達成する使命と、公務を民主的かつ、能率的に運営する責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、法令に従い誠実かつ公平に職務を遂行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏 名 ㊟